

**別表5 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品  
(規則第15条第3項)**

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類 以上	全受刑 者	
食料品 及び飲 料	米飯類	○		●	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できる分量のものでなければならない。 優遇区分第1類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。
	パン類	○		●	
	麺類	○		●	
	惣菜類	○		●	
	茶	○		●	
	コーヒー	○		●	
	紅茶	○		●	
	ココア	○		●	
	果実飲料	○		●	
	清涼飲料 その他の 飲料	○		●	
嗜好品	菓子		○	●	優遇区分第1類及び第2類の受刑者については1月2回以上、優遇区分第3類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。
	あめ類		○	●	
	氷物		○	●	
	果物類		○	●	
	茶		○	●	
	コーヒー		○	●	
	紅茶		○	●	
	ココア		○	●	
	果実飲料		○	●	
	清涼飲料 その他の 嗜好飲料		○	●	

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 自弁を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に摂取を許可することを適当と認める場合に限り摂取を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)

2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)